

議案第20号

消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年6月25日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会  
会長 相川 宗一

項目	消防団の取扱い
消防団は、さいたま市の制度に統一する。	

主な項目とその取扱い

消防団員	岩槻市の消防団員は、さいたま市の消防団員として引き継ぐ。
報酬	さいたま市の制度に統一する。
費用弁償	さいたま市の制度に統一する。

議案第20号関係（消防団の取扱い）

現 況		
	さいたま市	岩槻市
消防団		消防団
(1) 組織及び定数		(1) 組織及び定数
ア 分団数	1消防団 51分団	ア 分団数 1消防団 11分団
イ 定員	1,108人(実員 996人)	イ 定員 224人(実員 205人)
(2) 報酬		(2) 報酬
ア 年額報酬		ア 年額報酬
・団長	119,000円	・団長 195,000円
・副団長	86,000円	・副団長 152,000円
・ブロック長	79,000円	・分団長 133,000円
・副ブロック長	72,000円	・副分団長 116,000円
・分団長	65,000円	・部長 103,000円
・副分団長	52,000円	・班長 86,000円
・部長	39,000円	・団員 83,000円
・班長	33,000円	
・団員	31,000円	
イ 費用弁償		イ 費用弁償
・災害出場 1人1回	2,100円	・火災出場 1分団 放水有 8,000円 放水無 6,000円
・諸出勤 1人1回	1,800円	分団長以上 1人 1,000円
		・警戒出場 1分団 3,500円
		・訓練出場 1分団 年 28,000円
		・機械整備 1分団 年 14,000円
		・警備、出初 1人 1,000円
		・会議、研修 分団長以上 1人 1,100円 他は 1,000円
《参考》		
常備消防		
区 分	さいたま市	岩槻市
署所数	9消防署 12出張所	1消防署 3分署
条例定数	1,105人	164人
実員数	1,105人	150人